野木町上下水道料金等審議会第1回検討会【下水道事業】

野木町下水道事業の現状について

令和6年11月8日 事務局説明資料



1 全体スケジュールと検討内容

(1) 全体スケジュール

令和6年			令和7年										
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
諮 問第1回検討会	資料位	作成	第2回検討会	資料化	作成	第3回 検討会	資料	作成	第4回 検討会	資料 作成	答申		

(2)検討内容

第1回検討会 ① 野木町の下水道使用料について ② 適正な下水道使用料水準を検討する必要性

第2回検討会

- ① 適正な下水道使用料 の検討方法について
- ② 下水道使用料水準について

第3回検討会

- ① 使用料体系について
- ② 下水道使用料改定の 考え方について

第4回検討会

① 答申(案)について

2 野木町の下水道使用料について

(1)現行の使用料体系

- ○現行の下水道使用料は、基本料金、超過料金(従量料金)を設定している。
- ①基本料金(消費税抜)

10㎡まで(円) 1, 100

②超過料金(消費税抜)

1 1 ㎡以上20㎡まで 1 ㎡につき(円)	1 2 0
2 1 ㎡以上50㎡まで 1 ㎡につき(円)	1 3 0
5 1 ㎡以上100㎡まで 1㎡につき(円)	1 4 0
101㎡以上 1㎡につき(円)	1 5 0

計算例:25㎡使用

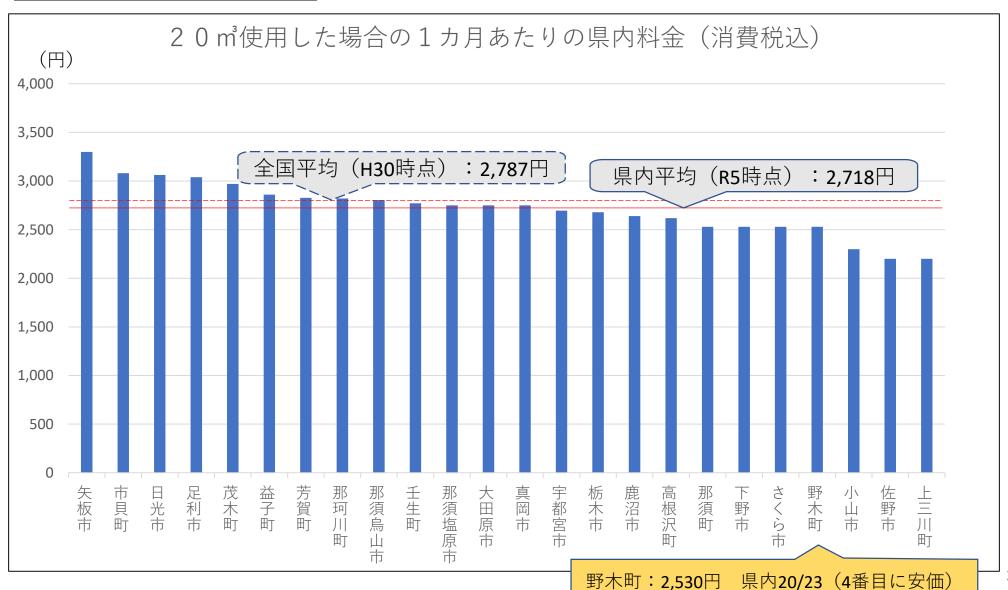
基本料金1,100円+超過料金(120円 ×10㎡+130円×5㎡)=2,950円(税抜)

2,950円×1.1=<u>3,245円(税込)</u>

☆農業集落排水使用料においても準用しているため同様の使用料。

2 野木町の下水道使用料について

(2) 使用料水準の比較 ※令和5年5月時点(全国平均は平成30年時点)



2 野木町の下水道使用料について

(3)使用料改定の状況

①野木町の改定状況

年度	改正内容					
H 9	下水道条例施行					
H 2 6	消費税率改正(5%⇒8%)					
R 1	消費税率改正(8%⇒10%)					

野木町の下水道使用料は消費税率の改定を除き、平成9年度(条例施行時) 以降の26年間据え置きとなっている。

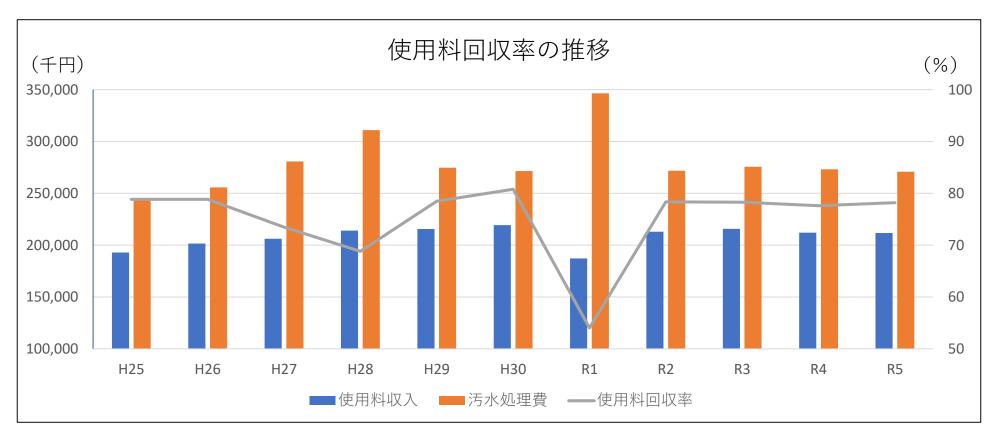
②栃木県内他団体の状況 ※消費税改定を除く

年度	団体名
H 8	宇都宮市
H 2 2	足利市
H 2 3	佐野市、下野市
H 2 5	鹿沼市
H 2 6	那須烏山市
H 2 7	大田原市
R 3	矢板市
R 5	小山市、高根沢町
R 6	栃木市、上三川町、壬生町

(1)使用料の状況

○使用料回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを示した指標であり、 本町においては50%~80%程度で推移している。

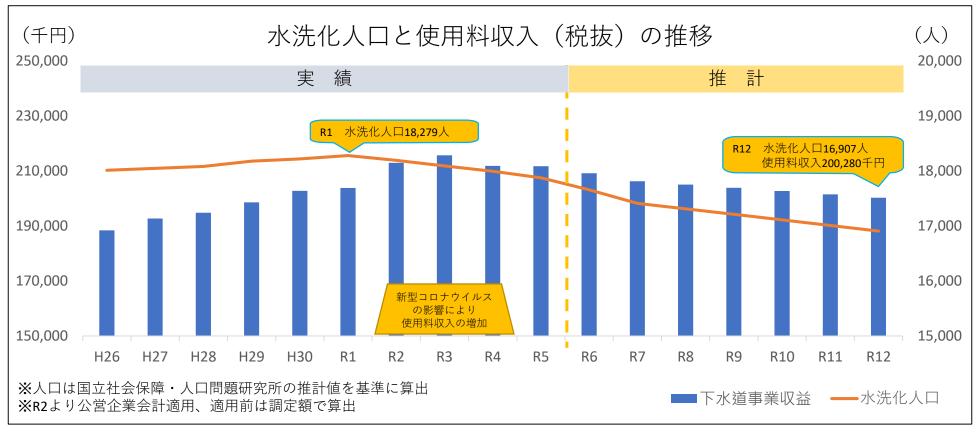
○100%に満たない部分については、一般会計からの繰出金において補てんしている。



(2)水洗化人口の減少による使用料収入の減収

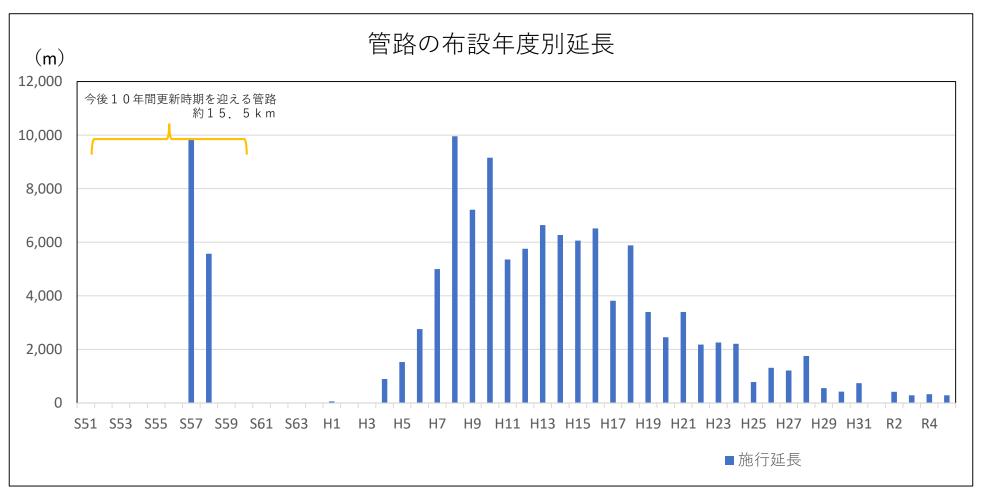
○水洗化人口は新規接続による増加があるが、行政区域内人口の減少もあるため、令和 元年度をピークに、減少の傾向にあり、今後も減少が見込まれる。

○使用料収入は新型コロナウイルスの影響で水需要が増加し、それに伴う有収水量の増加で令和2年度に増加しているが、生活様式戻りつつあるなか、水洗化人口の減少に伴い減少が見込まれる。



(3)老朽化に伴う施設の更新

○管路施設においては、現在耐用年数を経過したものは無いが、昭和57年~昭和58年に多くの管路が布設されており、今後10年間でおよそ15.5kmの管路が耐用年数を迎えることになる。



(4)経営の健全化・効率化への取組み

これまでの 取組

- 料金徴収業務や水道閉開栓など、民間業者への委託による業務の効率化、職員数の の削減(水道事業で一括発注)
- 管路台帳システムの導入による業務の効率化
- 上下水道事業を1つの組織に集約し、組織体制の効率化、経営ノウハウの集約
- 国庫補助金の有効活用

これからの

- ストックマネジメント計画に基づく施設更新による投資の平準化
- 工事で発生する不用品の売却による新規収入源の確保
- PPP・PFI等の官民連携について、先進自治体の事例を研究し、包括的な管理委託 の有効性を調査研究



取組

人口減少による収益の減少、施設の老朽化による負担の発生など、大きな環境変化に対し経営努力のみでは対応が困難

(1) 使用料の状況

• 現状経費回収率は100%を下回っており、不足している金額を一般会計からの繰出金により 補てんしている状況

(2) 水洗化人口の減少による使用料収入の減収

• 新規接続による増加を、行政区域内人口の減少が上回る見込みのため引き続き、水洗化人口は減少していく見込みであり、それに伴い使用料収入も減少していく見込み

(3) 老朽化に伴う施設の更新

• 今後施設の老朽化は進行していき、耐用年数を超える資産は増加していくため、更新費用の確保が必要

(4)経営の健全化・効率化への取組み

• 既に実施している取組のほか、PPP等の官民連携が実現可能だった場合も含めて、経営環境の変化への対応は困難



今後の経営環境の変化に対応するためにも、経営努力を行ってなお、発生する財源不足を解消するため、適正な下水道使用料水準の検討が必要となる